

令和6年3月2日

一般社団法人街路樹診断協会
代表理事 上杉哲郎

都立公園パークマネジメントマスタープラン（案）への意見

昨年10月に、東京グリーンビズ「東京都の緑の取組」が公表され、「樹木を残す新たな仕組み」が打ち出されました。これは、まことに時宜を得た政策であり、当協会でもその進展を大いに期待しております。公園等で育ち、親しまれてきた樹木を、新たな場所へ移植することで、後世へと引き継いでいくためには、移植適性に関する診断基準や手順の設定が極めて重要と考えます。この観点から、P26「第5章 目指す姿の実現に向けたマネジメント施策1 緑と環境をまもる（1）公園整備による緑の保全」に関して、下記の意見を提出します。

記

公園整備にあたり、既存樹木の適切な利用を図るためには樹木移植適性度診断を実施する必要があります。「ツリーバンク」における樹木の受け入れにおいては、すべての樹木を受け入れるのではなく一定基準を満たす樹木を受け入れることで管理費用の適正化と適切な運営実施が可能となると考えております。

樹勢の衰えた樹木、幹に大きな腐朽がある樹木は移植作業により倒木・落枝の危険性が高まります。また現場状況により樹木サイズに見合った大きさの根鉢が取れないにもかかわらず移植を行った場合、移植樹木が枯損するという事例が多く発生しています。

このような事態にならないための事前の診断が移植適性度診断になります。しかし現時点において公園樹木の移植適性度診断の基準は明確になっていません。昨今では大規模都市開発における市民の伐採反対運動も頻発しており弊協会はこの移植適性度診断判定基準の策定が早急に必要と考えております。移植適性度診断判断基準に関しましては日本国内における学術的発表内容が非常に少ない状況です。また海外の移植適性度判定におきましても明確な掘取根鉢サイズや移植可否判定基準はございません。

東京都が世界に先駆けてこれらの基準を整備することは大変意義があります。科学的な知見や国内外における移植事例等の結果を検証し移植適性度の基準をまず策定する必要があります。明確な基準＝「移植判定マニュアル」が無ければ判断の根拠が疑われることとなります。明確な基準のもとに信頼される判定を行うために来年度以降にこれらの基準作りに関するプロジェクトが発足することを期待しております。

本件連絡先

〒108-0074

東京都港区高輪 3-4-1 高輪偕成ビル 8階

一般社団法人 街路樹診断協会

電話 03-6447-7288